

プログラムに参加するにあたっての遵守事項

1. 基本姿勢

立命館アジア太平洋大学アクティブ・ラーニングプログラムに参加する学生は、次の点を遵守しなければならない

- (1) プログラムの目的と主旨を理解し、積極的に真面目な態度で勉学に励まなければならない。
- (2) 立命館アジア太平洋大学(以下「本学」という。)の学生として自覚と誇りを持って、本学および派遣先大学・機関(以下「派遣先」という。)の名誉を傷つける行動は慎まなければならない。
- (3) プログラム期間中は、日本の法令および本学の諸規則の他、派遣先の国・地域の法令および諸規則を遵守し、本学および派遣先の教職員の指示に従わなければならない。

2. 健康管理等

- (1) 健康管理は、自らの責任でおこなうこと。
- (2) 渡航前に、本学が指定する海外旅行傷害保険等へ加入すること。(海外プログラムのみ)
- (3) 既往症等ある場合は、申し出ること。
- (4) 傷病等により入院加療の医療措置が必要となった場合は、すみやかに本学および派遣先に報告するとともに教職員の指示に従うこと。ただし、これらの措置に必要な費用の内、保険の補償限度額超過分については、本人が負担すること。
- (5) 緊急に医療手当または手術の必要が生じ、本人または保証人の同意を得る時間的猶予がない場合は、派遣先の当該担当者の判断によって処置することに同意すること。

3. 経費および補償

- (1) プログラムに要する費用(研修料・宿泊費・航空運賃・保険料等)は、指定の期日までに納入すること。
- (2) 所定の期日後に、本人の傷病、処分等の理由によってプログラムへ参加または継続ができなくなった場合、または辞退した場合には、必要経費(派遣先から本学に請求された必要経費を含む)について負担すること。
- (3) 天災・災害・ストライキ・伝染病・政治情勢の変化・戦争・テロ、その他不可抗力的な事態によって、プログラムの中断や内容の変更があった場合、本学および派遣先に損害賠償を要求せず、第2号と同様の費用を負担すること。
- (4) 本人の不注意または本学および派遣先が予測しえない事情によって、事故、病気または死亡事故が発生した場合、本学および派遣先に対して何等の金銭的またはその他の責任を問わないこと。
- (5) 本人の所有物の盗難や損害、交通事故、刑事事件等、本学および派遣先が管理できない状況下で発生した場合は、本人の責任で対応しなければならないこと。
- (6) 故意または重大な過失により、プログラムに重大な損害を与えた場合は、必要に応じ賠償の責を負わなければならないこと。

4. 入国・帰国 (海外プログラムのみ)

- (1) 本プログラム実施期間前に個人で入国してはならない。
- (2) 本プログラム実施期間終了後は、速やかに帰国しなければならない。派遣先国の滞在期間延長は認められない。

5. 誓約書の提出

上記事項を理解し厳守するために、本人および保証人による誓約書を提出すること。

学長 是永 駿 殿

誓 約 書

私は、本年度の下記プログラムに参加するにあたり、別紙の遵守事項を理解し、以下の各事項を厳守し、誠実に履行することを、ここに誓約します。

一、本プログラムの目的と趣旨を理解し、ガイダンスでの注意事項、教職員の指示を守り立命館アジア太平洋大学の学生として常に誇りと自覚を持って行動します。

一、誓約内容に反する事態を生じさせた場合は、本プログラムへの参加取消・帰国措置を命じられても、異議を申し立てません。

一、遵守事項に違反し、大学に損害を与えたり、名誉を毀損した場合は、私が責任を持って対処いたします。またその損害を支払います。

日付 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____

本人氏名 _____ 印

参加プログラム _____ (派遣先大学・機関： _____)

学部・回生 _____ 学部 _____ 回生 _____ 学生証番号 _____

住所 〒 _____

私が保証人として、本人とともに保証いたします。

日付 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____

保証人氏名 _____ 印

住所 〒 _____

電話番号 _____

本人との関係 _____